

と尋られ候處、仔細御座候て鎧は私方に置申候。箱は請取時節可有之候。それまで御納戸へ入置可申候よし、そうかん被申候へば、さあらばそうかん呼べとて召出し、何故其方に鎧有之候哉、請取可申と被申候處、是は私へ御預被遊候間、當君御十五歳以後御仕置被遊候時分上げ可申候。其迄はいかやうの事候ても、外の者へは渡し申間敷よし、御遺言にて奉預候間、渡しがたきとなり。御老中被申候は、此内見不申候はでは成不申候間、可被相渡との事なれ共、終に渡し不被申候。御十五歳以後差上申候。右の時分御十三四歳にならせらるゝよし也。一度は叱被遊候儀を迷惑し、一生笑不被申心様堪感悚焉。

一、山崎甲斐守勘定奥書不被致事

徳廟の御時讃州丸龜城主山崎甲斐守、ある時公家衆参向の御馳走にかゝり被申候。此御用の爲に請取申金銀、諸事相濟候へば、御用にかゝり申衆より勘定を遂げ、奥書をして被出事極たる事也。甲斐守にも其通にいたし被申候様に、御勘定奉行より被申達候處、甲州かたくなる人にて、中々出べき様なし。此方ども金銀を請取支配申付候に、何の

疑敷事可有之哉と、申切て居られ候。御勘定方よりは、此人ばかり書付を不取しては、埒明不申候故強て可取といふ。大に公事に成けれども、甲州は誓言を以出すまじきとあり。扱土井大炊頭殿へ、羽織がけにてあわた敷被參被申候は、御聞被下候へ。我等今度御用に請取申金銀の仕拂をいたし、紙面を出し候様に勘定方より申候。士が仕候事に何の偽有之ものによ。沙汰の限り成事を申候。此儀においてはいかやうに被仰付候とも、紙面出し申間敷候。如何思召候哉との事也。大炊頭殿聞て一々承届、御自分被仰處御尤至極なり。必々證文等御出しある間敷候と被申候故、甲州殊の外悦び、扱は左様に思召候哉、珍重成事と打解被申候故、大炊殿重て被申候は、成程御自分には被出まじきと被仰候が聞え申候。去共あなたには紙面をとらねば埒明不申候故、可執と申も是も聞え申候。さあらば御家來に勘定を遂させて、紙面を出候様に被成事は、成べき事かと存候旨被申候へば、それは何のつかへ申事も無之と被申候。左様に候へば御自分御家來と申事、難知ものに候間、御自分家來無紛趣を奥に書て、御自分判を被成候て不被遣

候はでは成まじく候。是はくるしかるまじきかと存候。いかゞと被申候に付、夫は自分の家來と申事、何程調べ出しても、つかへ無之候と被申候。其通家來に勘定させ、其末に御自分家來無紛と申事、御書出し被成候様にと指圖にて、よほど六ヶ敷事何の云事もなく濟申候。甲州、大炊殿へ右の事とひかけられし時、なにと返答被致候はん哉と、家來中も心を付承候。大野仁兵衛賀藤の臣、大野主税先次に罷在承候とぞ。甲州其爲人や質直而不解事情の人と云べきものか。

愚曰。甲州は大體に通じたる人と可申。丸龜の城主たる人の、金銀の勘定等、自身の判形にて書附可出の禮法、有まじき事也。國家創業の時分に於て、上下貴賤の差等もなく、御法に任せて有司の輩せめたるものと見えたり。其人かたくなる故とは不可申候。誠直なるまゝに、固く執て被申たるもの也。大炊殿包容の量ありて、其善意を助け而も御法も立候様にいたされ候儀、流石の儀と存候。ことに甲州への申様、納約自願の類なる耶。

一、藤堂高虎、大野智石に被語候事

大野智石十歳許の時、大炊頭殿に奉公し客有之時、茶のこよひなどいたし候。或時藤堂和泉守高虎被參候。智石へ被申候は、智石其の時其方は仁兵衛せがれと聞、諸事心をつけ勤可申候。ちひさき時の心が後迄通るものなりなど、被申候て、我が脊をかきてくれとて、脊をかゝされ、さてよきくおけとて、其時被申候は、痾があらうかと被申候ゆゑ、成程御座候と申候へば、是につき咄があり、語て聞せ可申候。我はもと大和納言殿に罷在足輕せしが、太閤の三造の城攻の時、其陣中にて敵陣へ忍びに行きて、様子を候うて來れとありて忍びに行きしが、笹垣の際をそろく／＼と行くに、何とぞ敵方に物音すると思つたるや、内より鎧にて右の高股を突たり。其時其鎧をそとぬき、着たる羽織にてちやつと拭て通り候へば、鎧は垣などに當り申様に其所を過ぎぬ。是は血附たらば、人來ると知べきかと思つて如此したり。扱歸りて右の様子委しく申候へば、太閤の耳に入て用に立べきも也とて、太閤へもらはれ、それより段々立身して今三十萬石餘被下也。我は足輕からさへ、一度は何とぞと思ふ心あるゆる如此。其方は仁兵衛が子な